

監査基準（抄） 新旧対照表

現 行	改訂案
第一 監査の目的 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。 財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。 （新設） 第二 一般基準 （略） 第三 実施基準 一 基本原則 1～7 （略） （新設）	第一 監査の目的 1 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。 財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。 2 <u>財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準等により作成される場合には、当該会計の基準等に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある。</u> 第二 一般基準 （略） 第三 実施基準 一 基本原則 1～7 （略） 8 <u>監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の監査に当たっては、当該会計の基準が受</u>

入可能かどうかについて検討しなければならない。

二 監査計画の策定 (略)

三 監査の実施 (略)

四 他の監査人等の利用 (略)

第四 報告基準

一 基本原則

- 1 監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明しなければならない。

二 監査計画の策定 (略)

三 監査の実施 (略)

四 他の監査人等の利用 (略)

第四 報告基準

一 基本原則

- 1 監査人は、適正性に関する意見を表明する場合には、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表については、当該財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様にすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表が、すべての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、適正

2～5 (略) 二 監査報告書の記載区分 (略) 三 無限定適正意見の記載事項 (略) 四 意見に関する除外 (略) 五 監査範囲の制約 (略) 六 継続企業の前提 (略) 七 追記情報 (略) (新設)	<u>性に関する意見の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。</u> 2～5 (略) 二 監査報告書の記載区分 (略) 三 無限定適正意見の記載事項 (略) 四 意見に関する除外 (略) 五 監査範囲の制約 (略) 六 継続企業の前提 (略) 七 追記情報 (略) 八 <u>特別目的の財務諸表に対する意見に係る追記</u> <u>監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。</u> <u>また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考えられる場合には、その旨を記載しなければならない。</u>
--	---